

銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準の改定について

1 改定理由

令和6年6月28日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第240号）等が施行されたことに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等に条ずれが生じたため、審査基準の改定（条ずれの修正）を行ったもの。

2 対象となる審査基準

（1）銃砲刀剣類所持等取締法

- ア 銃砲等又は刀剣類の所持の許可（第4条第1項）
- イ 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新（第7条の3第1項）
- ウ 射撃教習を受ける資格の認定（第9条の5第2項）
- エ 射撃練習を行う資格の認定（第9条の10第2項）
- オ 年少射撃資格の認定（第9条の13第1項）
- カ クロスボウ射撃資格の認定（第9条の16第1項）

（2）銃砲刀剣類所持等取締法施行令

- ア 国際競技に参加する外国人に対する許可の期間（第31条第2項）

3 施行日

令和7年3月1日